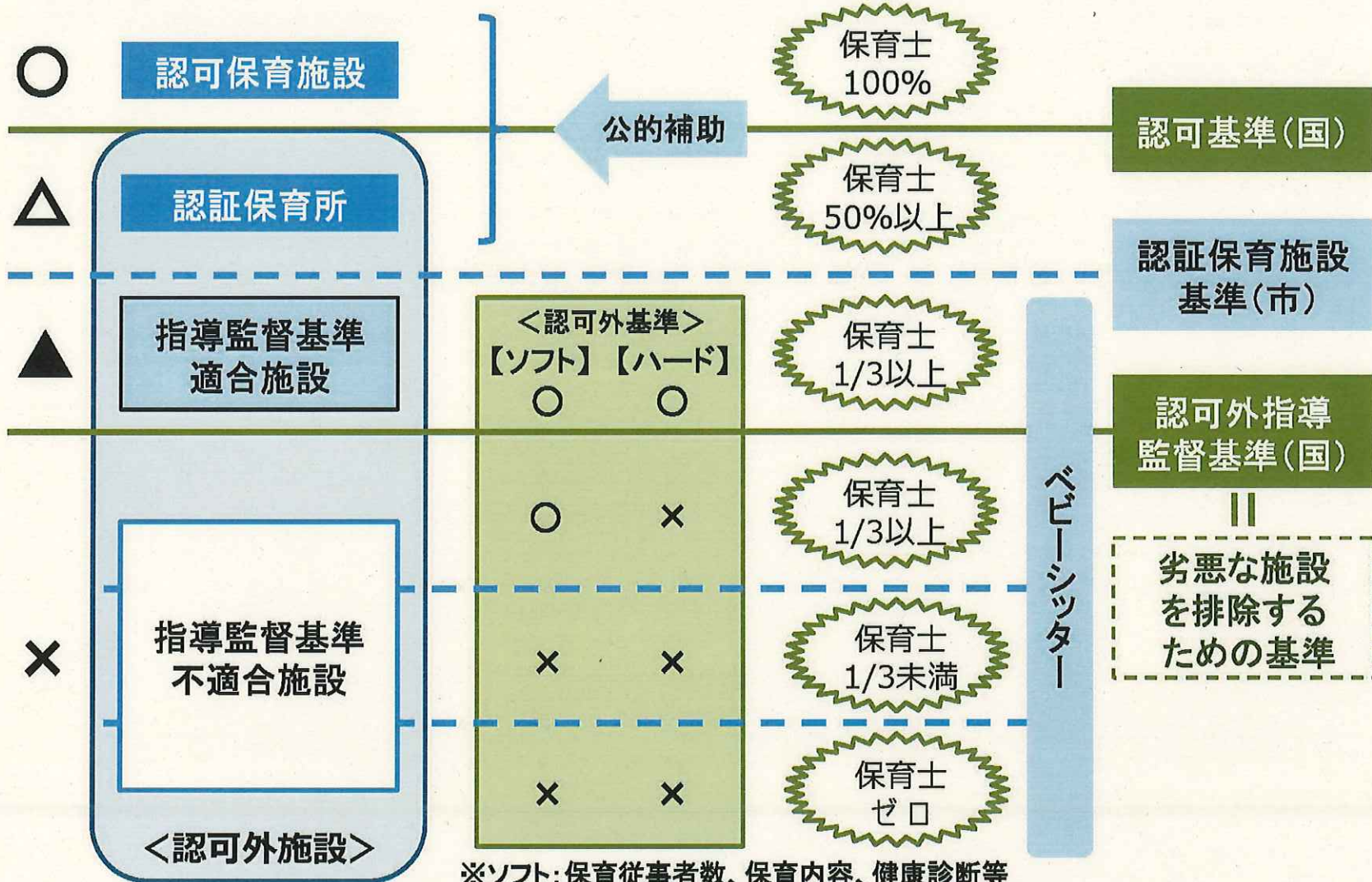


認可保育所と認可外保育所の設置基準

項目	認可保育所(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)	認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準)
職員	<p>○配置基準 (児童):(保育士)</p> <p>0歳児 3 : 1</p> <p>1、2歳児 6 : 1</p> <p>3歳児 20 : 1</p> <p>4歳以上児 30 : 1</p> <p>※3歳児については、15:1で実施の場合加算あり</p> <p>※ただし、保育士は最低2名以上配置</p> <p>○職員:保育士のみ</p>	<p>○配置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる保育時間(11時間) ⇒児童福祉施設設備運営基準に規定する数以上 ・11時間を超える時間帯 ⇒現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上の配置が必要 <p>○職員:保育者の3分の1以上が保育士又は看護師資格が必要</p>
設備	<p>○2歳未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室の面積 1.65㎡以上/人 ・ほふく室の面積 3.3㎡以上/人 ・医務室、調理室、便所 <p>○2歳児以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室 1.98㎡以上/人 ・屋外遊戯場 3.3㎡以上/人 ・調理室、便所 	<p>○全年齢共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室 1.65㎡以上/人 ・調理室、便所
非常災害に対する措置	<p>○消火用具、非常口の設置</p> <p>○定期的な訓練の実施</p>	<p>○消火用具、非常口の設置</p> <p>○定期的な訓練の実施</p>
児童の処遇	<p>○保育の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護及び教育を一体的に行うことを特性とし、その内容については保育所保育指針に従う。 <p>○給食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の健全な発育に必要な栄養量を含有 ・献立の作成 <p>○健康診断</p>	<p>○保育の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針に準じて行う。 <p>○給食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢や発達、健康状態等に配慮した食事内容 ・献立の作成 <p>○健康診断</p>

保育施設の区分 (イメージ)

資料3-1

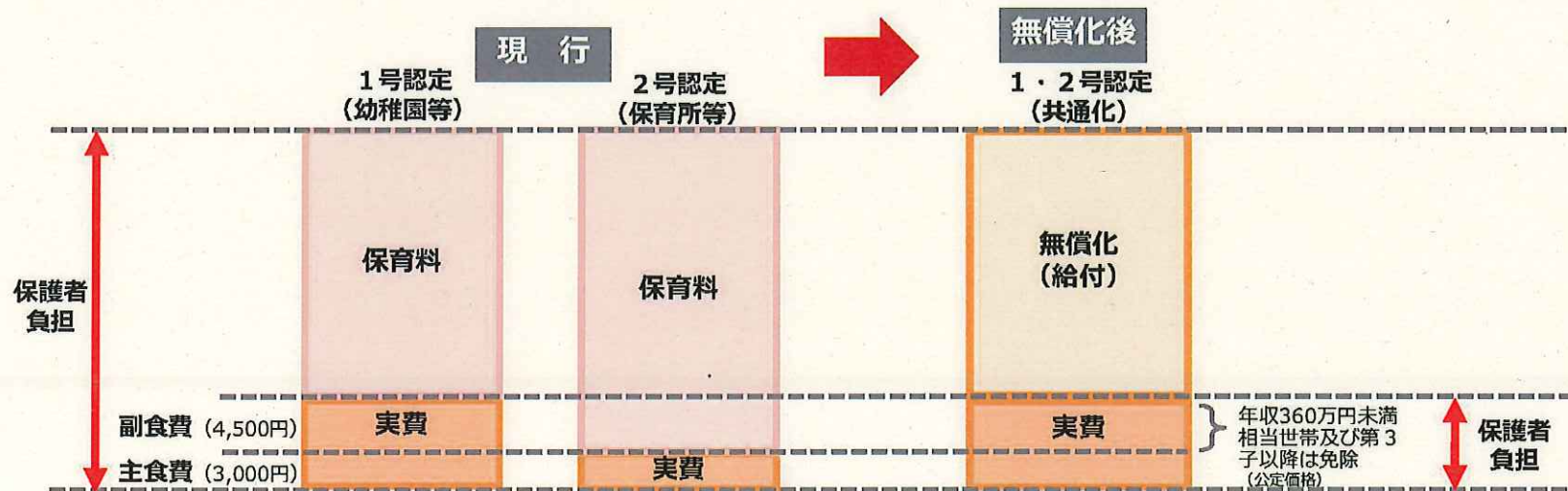


※ソフト: 保育従事者数、保育内容、健康診断等
ハード: 面積及び構造

幼児教育無償化に伴う食材料費（副食費）の取扱い

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のよう取扱いとする。

- 1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）
 - 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。
 - ※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降
 - さらに、副食費の免除対象を拡充し、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降とする。
 - ※ 詳細は4ページ。
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



調査結果：施設・事業所の運営状況①

(1) 実費徴収の状況

【保育所】

- 保育所の平均徴収月額とは、0～2歳児が943円、3～5歳児が1,876円であった。

(n=3,475)	0～2歳児				3～5歳児				全体平均
	0歳児	1歳児	2歳児	平均	3歳児	4歳児	5歳児	平均	
平均徴収月額	782円	991円	1,049円	943円	1,855円	1,851円	1,923円	1,876円	1,429円

(備考) (認定こども園、小規模保育事業所についても同様)

※1 平均徴収月額については、実費徴収を行っていない保育所を含め算出を行っている。

※2 3～5歳児の主食については、保育所において保護者から必要となる費用を徴収している場合のほか、家庭から持参している場合や、自治体補助があるため費用の徴収が低額となっている場合があることに留意。

【認定こども園】

- 認定こども園の平均徴収月額は、0～2歳児が1,329円で、3～5歳児が6,185円であった。

(n=595)	0～2歳児				3～5歳児				全体平均
	0歳児	1歳児	2歳児	平均	3歳児	4歳児	5歳児	平均	
平均徴収月額	953円	1,184円	1,787円	1,329円	6,374円	6,038円	6,142円	6,185円	4,149円

※1 認定こども園の3～5歳児の実費徴収額には、教育認定子ども(1号認定)分も含め算出を行っている。

【小規模保育事業所】

- 小規模保育事業所の平均徴収月額は、756円であった。

(n=560)	0～2歳児			
	0歳児	1歳児	2歳児	平均
平均徴収月額	628円	788円	843円	756円

調査結果：施設・事業所の運営状況②

(2) 給食への取組状況

① 給食の提供状況

【保育所】

○ 保育所において、調理業務を委託せずに自園調理を実施している施設が87.5%で、調理業務を委託（全部もしくは一部）している施設は10%程度であった。

※施設内の調理室で行う調理業務を委託しているものであり、外部搬入は含めない。

(n=3,475)	委託せずに 自園調理を実施	一部委託している	全部委託している	その他	無回答
0～2歳児	87.5%	1.4%	9.0%	0.1%	1.9%
3～5歳児	87.5%	1.4%	9.1%	0.1%	1.9%

【認定こども園】

○ 認定こども園において、調理業務を委託せずに自園調理を実施している施設が70%～75%程度で、調理業務を委託（全部もしくは一部）している施設は20%弱であった。

(n=595)	委託せずに 自園調理を実施	一部委託している	全部委託している	その他	無回答
0～2歳児	75.8%	2.2%	14.9%	1.5%	5.6%
3～5歳児	72.5%	2.5%	16.3%	7.4%	1.5%

【小規模保育事業所】

○ 小規模保育事業所において、調理業務を委託せずに自園調理を実施している施設が74.8%で、調理業務を委託（全部もしくは一部）している施設は4.0%であった。なお、連携施設からの搬入は10.7%であった。

(n=560)	委託せずに 自園調理を実施	一部委託している	全部委託している	その他		無回答
				うち連携施設 から		
0～2歳児	74.8%	1.3%	2.7%	14.5%	10.7%	6.8%

調査結果：施設・事業所の運営状況④

(2) 給食への取組状況

③調理員の調理以外の業務内容（複数回答）

【保育所（n=3,475）】

- 保育所において調理員が調理業務以外に行っている業務としては、「アレルギー等に関する助言」が27.4%、「子どもを対象とした食育の指導」が24.5%、「献立の作成」が24.4%であった。

献立の作成	アレルギー等に関する助言	施設・事業所職員対象の食育に関する講演会等	保護者対象の食育に関する講演会等	子どもを対象とした食育の指導（マナー、知識、文化等）	その他	無回答
24.4%	27.4%	4.9%	5.6%	24.5%	8.5%	1.2%

【認定こども園（n=595）】

- 認定こども園において調理員が調理業務以外に行っている業務としては、「アレルギー等に関する助言」が18.9%、「献立の作成」が18.6%、「子どもを対象とした食育の指導」が17.4%であった。

献立の作成	アレルギー等に関する助言	施設・事業所職員対象の食育に関する講演会等	保護者対象の食育に関する講演会等	子どもを対象とした食育の指導（マナー、知識、文化等）	その他	無回答
18.6%	18.9%	3.5%	4.8%	17.4%	5.5%	0.8%

【小規模保育事業所（n=560）】

- 小規模保育事業所において調理員が調理業務以外に行っている業務としては、「献立の作成」が15.8%、「アレルギー等に関する助言」が14.6%、「子どもを対象とした食育の指導」が9.8%であった。

献立の作成	アレルギー等に関する助言	施設・事業所職員対象の食育に関する講演会等	保護者対象の食育に関する講演会等	子どもを対象とした食育の指導（マナー、知識、文化等）	その他	無回答
15.8%	14.6%	2.5%	2.5%	9.8%	7.6%	1.1%